

最低賃金引上げと中小企業・小規模事業者への支援策を求める意見書

昨年10月に、富山県内の最低賃金は40円引き上げられ948円となった。しかし、物価高のなかで、厚生労働省が発表した昨年の実質賃金はマイナス2.5%となった。

地域間格差も縮まっているとは言えず、都市圏の東京1,113円と地方圏の富山県948円の差は165円となっている。地方では交通費などの負担が大きく、必要な生活費は決して都市圏と比べても低いとは言えない。都市圏への若者の流出を防ぐためにも、最低賃金の地域間格差の是正は重要である。

また、最低賃金引上げのためには、中小企業・小規模事業者に対する支援の強化が必要であり、賃上げ分への国からの財政支援などの施策が求められる。

よって、国会及び政府におかれては、下記の施策を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 国民の暮らしを支え消費を拡大するため、最低賃金を地域の実情に合わせ引き上げること。
- 2 生活費の実態にあわせ、最低賃金の地域間格差を是正すること。
- 3 最低賃金引上げのための中小企業・小規模事業者に対する経営支援と各種財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月25日

砺波市議会議長 山田 順子

衆議院議長	額賀 福志郎	殿
参議院議長	尾辻 秀久	殿
内閣総理大臣	岸田 文雄	殿
厚生労働大臣	武見 敬三	殿
経済産業大臣	齋藤 健	殿
内閣官房長官	林 芳正	殿